

# 学校いじめ防止基本方針

今治市立乃万小学校  
令和7年 4月 3日改定

## 1 【いじめの防止等のための対策に関する基本理念】

いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができ、また、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的として行う。そして、全ての児童がいじめは決して許されない行為であることを十分に理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように積極的な取組を進める。

そのため、児童を取り囲む大人一人一人が、いじめから児童を守り、いじめを許さない児童を育てるため、それぞれの役割と責任を自覚し、学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携と協力の下、地域総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 【学校が設置する組織】

### 乃万小学校いじめ防止対策委員会

#### < 構成員 >

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、  
研修主任、特別支援教育コーディネーター、  
人権・同和教育主任、養護教諭、  
学年主任、学級担任

### 緊急いじめ防止対策委員会 (重大事態等への対処のための組織)

< 構成員 > 乃万小学校いじめ防止対策委員会構成員  
PTA本部役員、学校運営協議会委員、  
西中スクールカウンセラー、  
ハートなんでも相談員

#### < 役割 >

- いじめの未然防止のための環境づくり
- いじめの相談・通報の窓口、いじめに関わる情報の収集、記録、共有、悩み調査への対応
- 緊急会議の開催、事実関係の把握、判断
- 被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成
- 校内研修を企画し、計画的に実施
- 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかの点検、見直し等のPDCAサイクルの実行
- 重大事態への対処

#### < 外部専門家 >

#### < 関係機関等 >

今治警察署  
乃万駐在所  
愛媛県福祉総合支援センター  
今治市役所ネウボラ政策課  
今治市発達支援センター  
今治市青少年センター

## 3 【未然防止のための取組】

- 学級経営の充実
- 人権・同和教育、道徳教育の充実
- 体験活動の充実
- 児童生徒の主体的な活動の充実
- 分かる授業づくり
- インターネットを通じて行われるいじめに対する対策、情報モラル教育の充実
- 教職員の研修の充実
- 学校相互間・関係機関との連携協力体制の整備

#### 4【早期発見のための取組】

- 相談体制の整備と充実（ハート相談室を設置）
- 児童についての教職員の共通理解、早期発見のための研修
- 日記指導、相談活動の充実
- 声掛け、見守り活動の充実
- 悩み調査の実施・見取り、アンケート等調査の工夫
- 保護者との連携・情報の共有
- 地域及び関係機関との連携

#### 5【いじめに対する措置・対応】※ 重大事態を含む

- 事実確認と実態把握  
いじめと疑われる行為を発見した際には、即座に当事者双方の児童(担任)、関係者から聴き取りをし、事実確認を行い、記録すると共に生徒指導主事、管理職に報告する。その際、一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう努める。
- 情報共有と組織的な対応  
教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会のメンバーと情報を共有し、正確に把握し、方針・方策を決定する。
- いじめを受けた児童への支援、保護者への説明・支援  
該当児童には、事実確認とともに、共感する。徹底して「守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。自尊感情を高めるよう配慮する。保護者に対しては、家庭訪問等で面談し、事実関係を直接伝える。保護者のつらい気持ちや不安を共感し、学校の指導方針を伝え、今後の対応を協議する。
- いじめを行った児童への指導・支援、保護者への説明・支援  
該当児童にいじめを行った気持ちや状況などについて十分に聴き、背景にも目を向け指導する。保護者に対しては、正確な事実関係を説明し、相手の児童や保護者のつらい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。今後の関わり方などをいっしょに考え、具体的に助言する。
- インターネットを通じて行われるいじめへの対応  
インターネット、SNS等の適切な利用や管理について直接、保護者へ呼び掛ける。
- 関係機関との連携  
犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、教育委員会に相談し、今治警察署及び乃万駐在所に相談し、連携して対応する。
- 重大事態への対処
  - ・ 重大事態の疑いが生じた場合、教育委員会に重大事態の発生を報告する。
  - ・ 教育委員会の指導・助言の下、学校に調査組織を設置する。
  - ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
  - ・ 調査結果を教育委員会に報告する。

#### 6【家庭や地域に協力を求めること】

##### 家庭に求めること

- 規範意識の醸成
- 自他の命を大切にすると態度の育成
- 児童のサインに気付ける関係づくりとコミュニケーション
- 情報機器等の安全で正しい利用法の指導

##### 地域に求めること

- 児童の見守りと温かい声掛け
- いじめやしてはいけない行為を見かけた時に、注意と家庭・学校への連絡
- 時と場に応じた言動の指導

## 7 【いじめ防止対策年間計画】

内容 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
いじめ防止対策委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
心のアンケート	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育相談	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家庭訪問、個別懇談	○			○	○				○			
校内研修、職員研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護者アンケート									○			
学校評価				○					○			